

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：橿原市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.4%
全職員	64.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.5%
本庁課長相当職	96.7%
本庁課長補佐相当職	93.9%
本庁係長相当職	93.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.8%
31～35年	90.8%
26～30年	98.1%
21～25年	96.2%
16～20年	91.2%
11～15年	98.0%
6～10年	90.1%
1～5年	91.8%

【説明欄】

【差異の要因】

扶養手当について、受給者に占める男性の割合は82.6%であり、男性に支給している場合が非常に多い。
児童手当について、受給者に占める男性の割合は80.2%であり、男性に支給している場合が非常に多い。
超過勤務手当について、支給総額に占める男性の割合は66.0%であり、男性に支給している場合が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。